



2026 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 清 水 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役社長 新村 達也
(コード：1803 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 財 務 部 長 小山 哲史
TEL 03-3561-1111 (大代表)

2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「2031 年満期新株予約権付社債」という。)及び 2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「2033 年満期新株予約権付社債」といい、2031 年満期新株予約権付社債と併せて「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社は 1804 年(文化元年)の創業以来、220 年を超える歴史の中で、誠実なもののづくりや顧客第一の姿勢、そして進取の精神を元に挑戦を続けてまいりました。現在、建設業界は目まぐるしい変化の中にありますが、当社グループが社会から選ばれ続ける企業であるためには、お客様や社会の期待を超える価値をいかに創出し、提供できるかが重要となっております。

その中で、当社グループは、長期ビジョン「SHIMZ VISION 2030」において、変革・挑戦による新たな価値を創造する「スマートイノベーションカンパニー」を目指すべき姿として掲げており、長期ビジョンを実現するための中期経営計画(2024-2026)では、「持続的成長に向けた経営基盤の強化」を基本方針とし、建設事業の収益力の更なる向上と、事業ポートフォリオの充実を図っております。具体的には、高度人材の獲得・育成、最先端技術・機械の開発、デジタル関連投資、国内外における不動産開発、再生可能エネルギー発電事業の拡大等の成長投資として、総額 3,600 億円の投資を計画しており、2026 年 3 月末までに 2,350 億円の投資を実施しました。また、当社グループは M&A を中長期的な成長戦略の重要な柱の一つと位置付けており、3,600 億円の成長投資とは別枠で機動的に検討・実施しております。直近では日本道路株式会社、あおみ建設株式会社及び American Engineering Corporation (Okinawa)の完全子会社化などを実施しました。

今後も収益力向上や施工体制強化に資する成長投資及び M&A を継続的に推進していくためには、環境変化に柔軟に対応できる財務基盤を維持するとともに、資本コストを意識した最適な資本構成を追求することが重要であると考えております。これらを実現する戦略的な資金調達的手段として、市場環境、資金調達コスト、既存株主の皆様への影響等を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約 1,000 億円の使途は、以下のとおり予定しております。

- ① American Engineering Corporation (Okinawa)の完全子会社化等、当社グループ全体の収益力向上や施工体制強化に資する M&A の資金として、2027 年 3 月末までに約 900 億円
- ② 自己株式の取得資金として、2026 年 12 月末までに約 100 億円

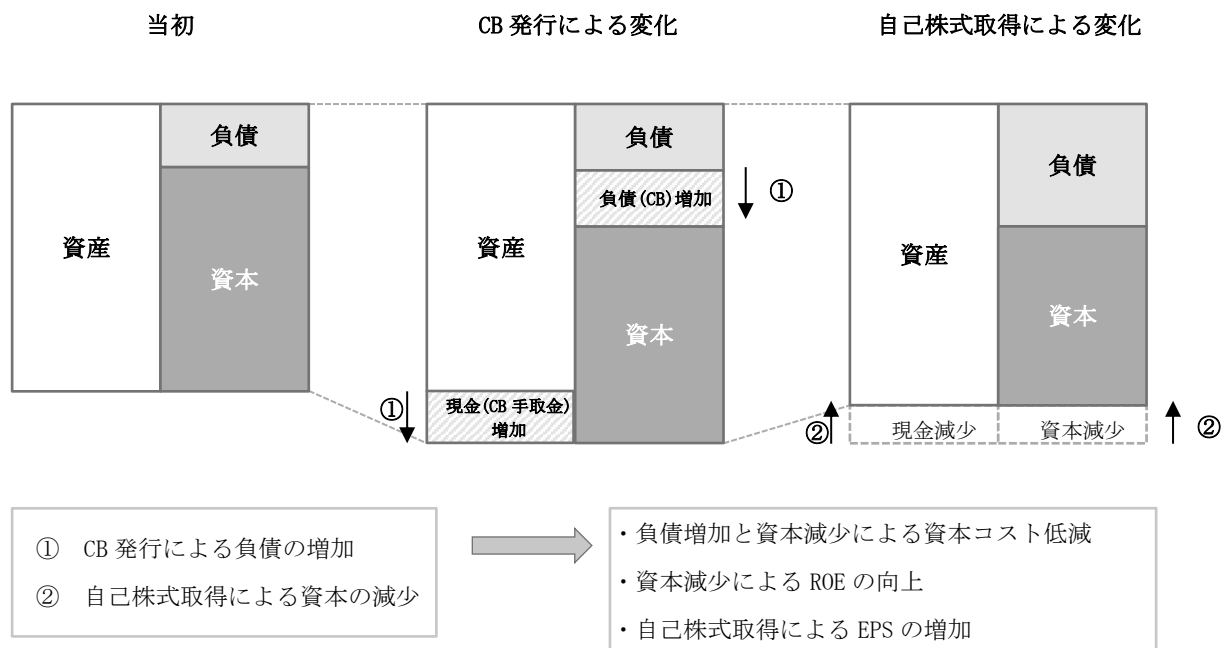
【本スキーム(新株予約権付社債発行及び自己株式取得)の狙い】

当社は、本新株予約権付社債の発行と自己株式取得を組み合わせた本スキームについて、成長投資に必要な資金を確保しつつ、資本効率の向上にも資する最適な資金調達手法であると判断しました。本スキームは、以下の特徴を有しております。

- ① 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行され、かつ払込金額が社債額面金額以上で発行されるため、キャッシュ・ベースでの金利コスト及び資金調達コストの最小化が可能であること。
- ② 本新株予約権付社債は、当社の現在の株価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の 1 株当たり当期純利益 (EPS) の希薄化を抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は、段階的な転換制限条項及び取得条項 (額面現金決済型) を付与することで、普通株式への転換可能性を低減し、既存株主の皆様に配慮した設計となっていること。
- ④ 調達資金を原資として、本新株予約権付社債の発行と同時に自己株式取得 (ToSTNeT-3) を実施することで、株式需給への影響を緩和しつつ、自己資本利益率 (ROE) 及び 1 株当たり当期純利益 (EPS) の向上を通じた資本効率の改善が期待されること。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

【本スキームのイメージ図】(自己株式取得と本新株予約権付社債の発行の同時実施による変化)



なお、本日公表した「自己株式の取得枠拡大及び自己株式の取得状況に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、2026 年 7 月 30 日開催の取締役会において決議した自己株式の取得に関して、取得価額の総額を 100 億円(上限)から 200 億円(上限)に拡大すること(取得期間:2026 年 8 月 17 日から 2026 年 12 月 30 日)を決議するとともに、取得価額の総額を 100 億円(上限)とする事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得を、2026 年 9 月 25 日に行うことを決定しました。当該自己株式取得により取得した株数が取得予定株数に満たない場合には、同日以降についても市場環境や諸規則等を考慮したうえで、自己株式の取得を継続していく予定です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

I. 2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

清水建設株式会社 2031 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.5%(各本社債の額面金額 1,000 万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026 年 10 月 13 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc 及び Mizuho International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 103.0%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

5,000 個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記 7(8)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026 年 10 月 13 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ)転換価額は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行又は}\times 1\text{株当たりの} \\ \text{処分株式数 払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年10月27日(同日を含む。)から2031年9月24日(同日を含む。)まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記7(4)又は7(5)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年9月24日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2031年7月15日(同日を含む。)から選択償還期日(下記7(5)に定義する。)(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、(i)2030年9月30日(同日を含む。)までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期の最後の取引日(下記7(5)に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額(但し、2026年9月30日に終了した暦年四半期に関しては上記(4)(ロ)記載の当初転換価額とする。)の150%を超えた場合、又は(ii)2030年10月1日(同日を含む。)から2031年7月14日(同日を含む。)までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、当該暦年四半期の初日(但し、上記(i)の場合、2026年10月1日に開始する暦年四半期に関しては2026年10月27日とする。)から末日(但し、上記(ii)の場合、2031年7月1日に開始する暦年四半期に関しては2031年7月14日(同日を含む。)とする。)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

①(a)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB-以下であるか、JCRにより当社の長期発行体格付がなされなくなったか、若しくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間又は(b)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付がBBB-以下であるか、R&Iにより当社の発行体格付がなされなくなったか、若しくはR&Iによる当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、下記7(4)(イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

株予約権を除く。)

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch をいう。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

500 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2031 年 10 月 14 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(13)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記 6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 320%とする(但し、償還日が 2031 年 9 月 25 日から同年 10 月 13 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

(ニ)上場廃止等による繰上償還

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 320%とする。但し、償還日が 2031 年 9 月 25 日から同年 10 月 13 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

日より前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の320%とする。但し、償還日が2031年9月25日から同年10月13日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ヘ)当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知(下記(5)に定義する。)を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除き、また当社普通株式が取得期日(下記(5)に定義する。)において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、2030年10月1日(同日を含む。)から2031年7月14日(同日を含む。)までの期間いつでも、受託会社及び支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、2031年9月3日(以下「取得決定日」という。)(同日を含む。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る2031年9月17日(以下「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社が上記(4)(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、当社が上記(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、当社は、以後本(5)に基づく取得通知を行うことはできない。当社は、本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限り。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間(以下に定義する。)の最終日の転換価額をいう。

「1 株当たり平均 VWAP」とは、2031 年 7 月 14 日から 10 取引日目の日に始まる 20 連続取引日(以下「関係 VWAP 期間」という。))に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記 6(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1 株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日から東京における 2 営業日目の日(以下「選択償還期日」という。))にその額面金額の 100%の価額で繰上償還するものとする。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。))を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 特約

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間 1 年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(14) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(15) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

II. 2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

清水建設株式会社 2033 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 II. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.5%(各本社債の額面金額 1,000 万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026 年 10 月 13 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc 及び Mizuho International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 103.0%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

5,000 個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記 7(8)に定義する。))の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026 年 10 月 13 日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ)転換価額は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。
一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の
当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行又は} \times 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2026 年 10 月 27 日(同日を含む。)から 2033 年 9 月 26 日(同日を含む。)まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記 7(4)又は 7(5)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、下記 7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記 7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記 7(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記 7(7)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2033 年 9 月 26 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記 7(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2033 年 7 月 14 日(同日を含む。)から選択償還期日(下記 7(5)に定義する。)(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記 7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使するこ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

とはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者は、(i)2032 年 9 月 30 日（同日を含む。）までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期の最後の取引日（下記 7(5)に定義する。）に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額（但し、2026 年 9 月 30 日に終了した暦年四半期に関しては上記(4)(ロ)記載の当初転換価額とする。）の 150%を超えた場合、又は(ii)2032 年 10 月 1 日（同日を含む。）から 2033 年 7 月 13 日（同日を含む。）までの各暦年四半期中においては、直前の暦年四半期の最後の取引日に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の 130%を超えた場合に限り、当該暦年四半期の初日（但し、上記(i)の場合、2026 年 10 月 1 日に開始する暦年四半期に関しては 2026 年 10 月 27 日とする。）から末日（但し、上記(ii)の場合、2033 年 7 月 1 日に開始する暦年四半期に関しては 2033 年 7 月 13 日（同日を含む。）とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記④の期間は適用されない。

①(a)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）による当社の長期発行体格付が BBB-以下であるか、JCR により当社の長期発行体格付がなされなくなったか、若しくは JCR による当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間又は(b)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付が BBB-以下であるか、R&I により当社の発行体格付がなされなくなったか、若しくは R&I による当社の発行体格付が停止若しくは撤回されている期間

②当社が、下記 7(4)(イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記 7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

④当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日から起算して東京における5連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報(BVAL)若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人(以下に定義する。)が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の98%を下回っているか、(ii)上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値がクロージング・パリティ価値の97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch をいう。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であつて、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

500 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2033 年 10 月 13 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(13)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(13)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の320%とする(但し、償還日が2033年9月27日から同年10月12日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債若しくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り付けられることとなるものが承認されることをいう。

(ニ)上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 320%とする。但し、償還日が 2033 年 9 月 27 日から同年 10 月 12 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 320%とする。但し、償還日が 2033 年 9 月 27 日から同年 10 月 12 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)で繰上償還するものとする。

(へ) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知(下記(5)に定義する。)を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除き、また当社普通株式が取得期日(下記(5)に定義する。))において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、2032 年 10 月 1 日(同日を含む。)から 2033 年 7 月 13 日(同日を含む。)までの期間いつでも、受託会社及び支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、2033 年 9 月 2 日(以下「取得決定日」という。)(同日を含む。)までの間に通知(以下「取得選択通知」という。)を行った本新株予約権付社債権者から、当該取得選択通知に係る 2033 年 9 月 16 日(以下「取得期日」という。)現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社が上記(4)(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、当社が上記(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、当社は、以後本(5)に基づく取得通知を行うことはできない。当社は、本(5)に基づき本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を 1 株当たり平均 VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たり平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間(以下に定義する。)の最終日の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

転換価額をいう。

「1株当たり平均 VWAP」とは、2033年7月13日から10取引日目の日に始まる20連続取引日（以下「関係 VWAP 期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記 6(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日から東京における2営業日目の日（以下「選択償還期日」という。）にその額面金額の100%の価額で繰上償還するものとする。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 特約

(イ) 追加支払

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ)担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(イ)外債(以下に定義する。)に関する支払、(ロ)外債に関する保証に基づく支払又は(ハ)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間 1 年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てでその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(14) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(15) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 1,000 億円の使途は、以下のとおり予定しております。

- ① American Engineering Corporation (Okinawa)の完全子会社化等、当社グループ全体の収益力向上や施工体制強化に資する M&A の資金として、2027 年 3 月末までに約 900 億円
- ② 自己株式の取得資金として、2026 年 12 月末までに約 100 億円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、長期的発展の礎となる財務体質の強化と安定配当を基本方針とし、1 株当たり配当金の下限を年間 20 円としたうえで、成長により稼得した利益を連結配当性向 40%を目安に還元する方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中間配当と期末配当の年 2 回の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

財務体質の健全性を維持しつつ、事業・人財投資等の持続的成長及び更なる企業価値向上に向けた投資や、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた資本政策等に活用する考えであります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	23.57 円	94.80 円	186.68 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	20.00 円 (13.50 円)	38.00 円 (17.50 円)	72.00 円 (22.00 円)
実績連結配当性向	84.9%	40.1%	38.6%
自己資本連結当期純利益率	2.0%	7.6%	13.8%
連結純資産配当率	1.7%	3.0%	5.3%

(注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。

2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(連結純資産合計額から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	2027 年 3 月期
始 値	758 円	1,001.0 円	1,342.0 円	2,910.0 円
高 値	1,121.5 円	1,491.0 円	3,618 円	3,544 円
安 値	750 円	797.3 円	1,166.5 円	2,178.0 円
終 値	1,000.5 円	1,323.5 円	2,772.5 円	2,358.0 円
株価収益率(連結)	42.4 倍	14.0 倍	14.9 倍	—

(注) 1. 2027 年 3 月期の株価については、2026 年 9 月 18 日現在で表示しております。

2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、2027 年 3 月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社を代表する Nomura International plc の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、当社の株式報酬制度に基づく当社普通株式の発行、売渡し又は処分現存する新株予約権の行使による当社普通株式の発行又は交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、所在不明株主が保有する当社普通株式の売却、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。